

学校人権教育指導資料第44集

を活用し、人権教育を推進しよう！

千葉県教育委員会では、毎年「学校人権教育指導資料」を作成し、県内の公立幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員の皆様に配付しています。

人権教育を実施する上で必要な資料を掲載し、先生方の、人権教育に関する知的理解および人権感覚の向上に資することを目的としています。

千葉県教育委員会ホームページより、バックナンバーを含めダウンロードすることが可能です。教職員の皆様の研修等に、是非お役立てください。

学校人権教育指導資料第44集

大切な自分 大切なあなた

自分の人権を守り、他人の人権を守ろうとする意識・態度・態度を育てよう

■人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さ」とともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

「人権教育の推進方策等の取り方について(第三次)とりまとめ(平成22年)」より

■推進目標

- 推進体制を確立しよう
- 正しい知識と認識を深めよう
- 指導内容と指導方法を工夫しよう
- 家庭・地域等との連携を図ろう
- 点検・評価による見直し、改善をしよう

■重点事項

- 実施体制の確立、計画の作成・見直し
- 研修の充実(参加型・体験型の手法等)
- 指導方法の工夫、体験活動の充実
- 積極的な啓発活動、関係機関との連携
- 学校評価の活用

児童虐待

対応ポイント

疑われる事案を認知した際のアクション

- ✓ 児童相談所に通告
- ✓ 通告後、設置者へ報告

学校の初動時に知っておきたいこと

- 確証がなくても通告する
- 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関
- 保護者との関係よりも子供の安全を優先する
- 通告は守秘義務違反に当たらない
- 通告について設置者の教育委員会等へ報告する

県教育委員会 資料掲載

職員向け必携資料①

教職員のための児童虐待対応リーフレット



職員向け必携資料②

教職員のための児童虐待対応の手引き



第三次とりまとめ補足資料(令和5年度版)の概要

「人権教育の推進方策等の取り方について(第三次)とりまとめ」の補足資料として、令和5年度版の補足資料を掲載しています。

- 人権尊重の理念に立った生徒指導**
 - 生徒指導の定義：社会の中で自ららしく生きることが出来る存在へと児童生徒が、主体的、自発的に成長や発達する過程を支える教育活動
- 第二次再犯防止推進計画**
 - 「再犯の防止等の促進に関する法律」(平成28年12月公布)
 - 第13条では、并行少年等に対する実施について規定。
 - 「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)
- ハンセン病問題**
 - 「ハンセン病問題に関する教育の要する推進について(通知)」(令和4年7月22日文科科学省、厚生労働省、法務省)
 - ハンセン病問題に関する動画、リーフレット等、講師派遣授業関係資料の資料も幅広く紹介

発行：千葉県教育庁 教育振興部 児童生徒安全課 人権教育班

児童の権利に関する条約

対応ポイント

学校のルール見直し等に児童生徒の意見表明の機会を設ける

4つの原則

- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの最善の利益
- 子どもの意見の尊重
- 差別の禁止

4つの権利

- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利

児童生徒向け資料

子どもの権利ノート

子どもが自分の権利を知り、大切に守るためのノート

県教育委員会 資料掲載

ヤングケアラー

対応ポイント

「発見」→「連携」国は対応法準備へ

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に担っていること認められる子ども・若者のこと

県の実態調査 世話をしている家族がいる小中学生で、相談経験があるのは、いずれも10%未満

児童生徒向け資料

知っていますか？ ヤングケアラーのこと

県教育委員会 資料掲載

人権という視点で考えてみよう！

「あなたはどう思いますか？」(令和6年度版)より抜粋

確認項目	月 日実施	月 日実施	月 日実施
1 忘れ物、学習の到達度や点数等、進路状況等について、児童生徒の個人がわかるように掲示することで、児童生徒の行動や学習を促す。			
2 担任はクラス全体を見るので、障害のある児童生徒の指導はサポートの職員に任せている。			
3 授業中落ち着きがない児童生徒を、他の部屋に誘導している。			
4 児童生徒の話が終わらないうちに、自分の意見を言うことがある。			
5 児童生徒から出された学校のルールや行事運営に関する案を、児童生徒の承認なく、職員会議で通りやすいように調整してから提案する。			
6 いじめや虐待を疑われる事案等、児童生徒が他者からの被害を訴えてきた際、事案を認知した教員による当該児童生徒への声掛けやアドバイスに留めることがある。			
7 性的少数者と見られる児童生徒について積極的に声掛けを行い、学校生活での困り感について職員全体で共有して対応する。			

左上▶
第44集の表紙。
右上▶
2ページ
喫緊の人権課題 抜粋
左▶
4ページ人権教育チェックシート

バックナンバーを含めたデータ版掲載はこちら
(千葉県教育委員会ホームページ)



お問い合わせ先：
教育振興部児童生徒安全課人権教育班
電話 043-223-4066